職員共済組合又は組合員であつた者 | この法律による年金である給付（連合会が支給するものに限る。）、私立学校教職員共済法旧適用法人施行日前期間を有する者 | 平均標準報酬月額 | 旧適用法人施行日前期間の計算 | 標準報酬の月額に当該組合数で除した額を平均した額

を

第七十二条の二 | 平均標準報酬月額 | 組合員期間 | と標準期末額に、別表号に掲げるの区分に応じそれぞれ当該各率 | の総額を、員期間の月て得た額
第七十四条第二項 | 私立学校教法
第七十四条の五 | 組合員若しくは員であつた

に改め、同条第三項中「金額に

平均標準報酬月額 | 旧適用法人施行日前期間の計算 | 手当等の第二の各受給権者じ、それ号に定め
職員共済組合又は組合員であつた者 | この法律による年金である給付（連合会が支給するものに限る。）、私立学校教職員共済法旧適用法人施行日前期間を有する者 | 平均標準報酬月額 | 旧適用法人施行日前期間の計算 | 当該組合数で除した額を平均した額

に、厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

を平均した額

に改め、同条第四項中「金額に平成十二年国共済経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法」に改める。

第十七条の五第一項中「規定を」を「規定（平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項ただし書並びに第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第九十三条の六から第九十三条の八まで並びに第九十三条の九第二項の規定を除く。）を」に改め、「、これらの規定中「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」とあるのは「標準報酬の月額」と読み替えるほか」を削り、同項の表を次のように改める。

第九十三条の五第一項 | 組合員又は組合員であつた者 | 旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。）を有する者

第九十三条の九第一項 | 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 | 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 | 厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号の規定により標準報酬月額をいう。（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）
同法第七十八条の六第一項第二号の規定により標準報酬月額 | 同法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をした第二項に規定する存続組合（平成八年改正法附則第三十二条指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。以下
旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）の標準報酬の月額 | 組合員期間の標準報酬及び標準期末手当等の額 | 次の各号のいずれかに該当するときは、当該組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、連合会。以下この款において
厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号の規定により標準報酬月額を | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を
の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）があつたものとみなす | 存続組合又は指定基金は | 組合は
厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額（旧適用法人施行日前期間に係るものに限る。） | 厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額（旧適用法人施行日前期間に係るものに限る。） | 第一号改定者の改定前の標準報酬月額（第七十三条の二第一項の規定により同条第一項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額。次号において同じ。）に一から
旧適用法人施行日前期間を有する者 | 旧適用法人施行日前期間の計算 | 改定割合（按分割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて得た額
厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号に定める額（旧適用法人施行日前期間に係るものに限る。） | 厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号に定める額（旧適用法人施行日前期間に係るものに限る。） | 第二号改定者の改定前の標準報酬月額（標準報酬月額にあつては、第一号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額（零に満たない月にあつては、零）